

夏季連続休暇は平均 6.8 日、最長 18 日

—福井県における平成 27 年夏季の連続休暇の実施予定状況調査結果—

福井労働局（局長 加藤滋穂）は、福井県下の主要 46 社を対象に、この夏（7 月 1 日から 8 月 31 日）の連続休暇の実施予定について調査を行い、結果を取りまとめた。

夏は学校も夏休みとなるなど、家族とのふれあいを深めるよい機会となることなどから、福井労働局では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る観点から、年次有給休暇の計画的付与制度の活用や、特別休暇の設定による連続休暇の実施を呼びかけているところである。

本調査も、連続休暇の更なる普及・促進を図ることを目的として実施したものである。

1 調査対象

福井県下にある労働者数 30 人以上の規模の製造業 24 社、非製造業 22 社、合計 46 社を抽出し、通信調査を行った。

2 夏季における連続休暇の定義

本調査における「夏季における連続休暇」は、調査対象期間中（平成 27 年 7 月 1 日～同年 8 月 31 日までの 62 日間）の週休日（土曜日・日曜日など）、特別休日（国民の休日・会社の特別休日など）、年次有給休暇の計画的付与による休暇や、これらの組合せによる**3 日以上**の連続した休日・休暇を指すものとした。

連続休暇は、休日が連続する場合と、出勤のため一時中断し連続しない場合の 2 つの場合があり、以下の方法により集計した。

◎連続する場合	出出出休休休休休休休出出出	「通算した」連続休暇日数、「連続した」連続休暇日数ともに 7 日とカウント。
◎連続しない場合	出出休休休出出休休休休出出出	「通算した」連続休暇日数は 7 日（3+4）とカウント。「連続した」連続休暇日数としては 4 日（長い方の日数）をカウント。
（注）出は出勤を、休は休日・休暇を示す。		

3 調査結果の概要

(1) 連続休暇予定事業場は91%

調査対象とした46社のうち42社が夏季の連続休暇の実施を予定している。

(2) 「通算した」連続休暇の平均日数は6.8日、最長は18日（別表1参照）

「通算した」連続休暇の平均日数は6.8日（昨年7.2日）となっており、昨年を0.4日下回った。その内訳は、製造業が8.4日（昨年8.4日）、非製造業が5.2日（昨年6.0日）となっている。

また、「通算した」連続休暇の7日以上の実施を予定しているのは調査対象46社の内、29社（昨年43社の内、30社）となっている。

なお、「通算した」連続休暇の最も日数の多いものは18日（昨年13日）で製造業の1社が予定している。

(3) 「連続した」連続休暇の平均日数は4.6日、最長9日（別表2参照）

「連続した」連続休暇の平均日数は4.6日（昨年5.1日）となっており、昨年より0.5日下回った。その内訳は、製造業が5.5日（昨年5.8日）、非製造業が3.7日（昨年4.5日）となっている。

また、7日以上「連続した」連続休暇の実施を予定しているのは調査対象46社の内、8社（昨年43社の内、8社）となっている。

なお、最も長い「連続した」連続休暇日数は9日（昨年10日）で製造業の5社、非製造業の2社が予定している。

(4) 「通算した」連続休暇日数が増加したのが4社、減少したのが9社

「通算した」連続休暇日数が昨年より増加したと回答したのは4社、昨年より減少したと回答したのは9社であった。

「通算した」連続休暇日数が増加したと回答した4社の「増加した理由」については、全社が「暦の関係」との回答であった。

「通算した」連続休暇日数が減少したと回答した9社の「減少した理由」については、2社が「暦の関係」と回答し、7社が未回答であった。

(5) 本年の夏季連続休暇の特徴 (別表 2・3 参照)

本年の一番の特徴としては「連続」した連続休暇の平均日数が 4.6 日となっており、この数字は記録に残っている平成 13 年以降で最短となっている。

連続休暇の実施時期の傾向としては、7 月は 7 月 20 日 (月) の海の日に合わせた 7 月中旬 (製造業の 71.4%、非製造業の 62.5%) に、8 月は盆期間に合わせた 8 月中旬 (製造業の 82.1%、非製造業の 58.3%) に集中している。

連続休暇日数が減少と回答した企業の約半数が、その理由として「暦の関係」を挙げており、昨年のお盆期間 (8 月 14 日～16 日) が木～土曜日であるのに対し、本年は金～日曜と週休日の土・日曜日と重なる企業が多くなることから連続休暇日数が減少したもののと思われる。

(6) それぞれの企業の事情に応じた夏季休暇の取得 (別表 4 参照)

別表 4 の製造業 A 社の例では、週休日、祝日を原則としながら、7 月に 3 連休を複数回、8 月の盆休み期間に連続 9 日の休暇を付与することとしており、「通算した」連続休暇を 18 日とし、より長期間の夏季休暇を取得できるよう配慮している。

製造業 B 社では、8 月の盆休み期間に年次有給休暇の計画的付与を行うことにより、9 連続休暇を実現している。

非製造業 C 社の例は、盆休み期間に週休日の間に休暇を設定することにより夏季休暇とする典型的な例である。

非製造業 D 社では、盆休み期間中に年次有給休暇の計画的付与と合わせて休暇を設定することにより連続休暇としている。